



# 大 輪

発行: 島根県社会福祉協議会内  
 島根県知的障害者施設保護者会連合会  
 松江市東津田町 1741-3  
 いぎいきプラザ島根 5  
 TEL 0852-32-5976 FAX 0852-32-5982

VOL. 45

令和元年 6 月発行



## 「とらわれない心」で

島根県知的障害者施設保護者会連合会運営委員 青木 裕志  
 (社会福祉法人島根県社会福祉協議会常務理事)

皆さんの中には右の絵を見たことがある方もいらっしゃると思います。江戸時代の禅僧、画家である仙厓(1750~1837)の狗子画賛(出光美術館所蔵)です。数年前に出光美術館で見たこの絵が気に入って絵葉書を買って帰り、以来、私の職場の机の上に置いています。



「絵の中央には、首から伸びた縄で杭に繋がれて、どこへも行くことができずに、じっとうずくまっている子犬が描かれています。しかし、よく見ると、子犬が繋がれた杭は朽ちて地面に倒れてしまっています。ですから、子犬は走り回ることも、どこかへ逃げてしまうこともできます。それなのに、この子犬は繋がれて動けないものと思ひ込んでしまい、動こうという気持ちをなくして、ただじっとしているだけなのです。仙厓は、この絵を通して、『人の心も同じで、あることにとらわれてしまうと、それから離れることができなくなってしまうものだ。とらわれない心を持って』と語っているのです。」

(以上は、この絵についての解説文の趣旨ですが、ずいぶん前のことですし、私なりの解釈が入っていますので、正確なものではありません。)

私たちは日々暮らしていく中で、なんの疑問を持たずに過去からの前例通りで済ませたり、自らが以前に学んだことや経験したことが、今も変わっておらず通用すると思ひ込んでいたりします。

私は4月から社会福祉法人島根県社会福祉協議会常務理事に就任し、併せて島根県知的障害者施設保護者会連合会運営委員にも就き、様々な福祉関係の事業や活動に携わることとなりました。その中で、福祉のニーズはますます多様化し複雑化していると感じます。障がい者とはこういうものだとか、障がい者福祉はこうあるべきだというこだわりや決めつけをもたず、真に必要なことは何かをしっかりと考え、実行することが重要です。私自身が「とらわれやすい」人間であることを自覚して、この絵を時々眺めては自戒しつつ、日々取り組んで行きたいと思っています。

## 平成 30 年度 島根県知的障害者施設保護者会連合会要望事項への回答

要望事項	<p><b>(1)知的障がい者(児)施設の充実について</b></p> <p>24 時間切れ目のない支援により快適で安心・安全に暮らせる障害者支援施設やグループホームを、生涯にわたって居住できる家(ホーム)として制度改正するとともに、知的障がい者の特性を熟知した専門職が十分に配置された障害福祉サービス事業所の充実を要望します。</p> <p>また、年齢により介護保険制度等に画一的にサービスが移行されることなく、障害福祉サービスが継続して利用できる制度運用がなされるよう、併せて国に対しての働きかけを要望します。</p>
回答	<p><b>○専門職が十分に配置された障害福祉サービス事業所の充実について</b></p> <p>平成 30 年度の報酬改定では、障害者支援施設においては、夜間業務が利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するため、「夜勤職員配置体制加算」の単位数が引き上げられました。</p> <p>グループホームにおいては、非該当・区分1の利用者についても利用対象となるとともに、より重度の障がい者への支援を充実させるため、報酬の重点化を図り「基本報酬」の見直しが行われました。</p> <p>また、障がい者の重度化・高齢化に対応できる、重度の障がい者等に対し常時の支援体制が確保された「日中サービス支援型」が、新たに創設され、このことに伴い、夜勤職員を配置した場合の「夜勤職員配置加算」や、看護職員を配置した場合の「看護職員配置加算」、障害児者支援施設に1年以上入所した強度行動障害者に対し支援を行う場合の「強度行動障害者地域移行特別加算」などが設けられました。</p> <p><b>○障害福祉サービスが継続して利用できる制度運用について</b></p> <p>介護保険被保険者である障がい者、あるいは障害福祉サービスを利用している方が 65 歳となり介護保険の被保険者となった際に、障害福祉サービスの利用の申請があった場合には、介護保険に障害福祉サービス相当のサービス(ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ)がある場合には、原則介護保険サービスを優先して利用することとなります。</p> <p>ただし、一律に介護保険サービスを優先されるのではなく、本人の障がいの状況や意向などにより、利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない、あっても定員に空きがないなど、障がい者が希望する障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより受けることができないと市町村が判断する場合や、障がいの状況等に鑑み、介護保険サービスでは適切な支援を受けることができないと市町村が判断する場合は、引き続き障害福祉サービスが利用できることとされています。</p> <p>一方、介護保険サービスには相当サービスがない、障害福祉特有のサービス(同行援護、行動援護、生活訓練、就労支援、共同生活援助など)については、引き続き障害福祉サービスを利用することができます。</p> <p>市町村は、介護保険被保険者である障がい者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合には、個別のケースに応じて、個々の障がい者の障害の状況等をかながみ、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど適切な運用が求められています。</p> <p>障害者支援施設入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されているなどの理由から、介護保険の被保険者にならないこととされており、引き続き入所が出来ることとされています。</p>
要望事項	<p><b>(2)医療的ケアが必要な高齢障がい者に対する支援体制の充実と職員配置基準の見直しについて</b></p> <p>喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な高齢障がい者が施設において増加しているなか、医療従事者や介護の専門性を有する職員が不足している実態にあります。</p> <p>ついては、医療や看取りを含めた高齢障がい者に対する支援体制を充実させるため、人員配置基準の見直しがなされるよう、国に対して働きかけを要望します。</p>
回答	<p>平成 30 年度の報酬改定で、医療的ケアが必要な障がい児者へのサービス提供に係る報酬単価や人員配置基準等の見直しが行われました。</p> <p>生活介護においては、医療的ケアの提供体制の充実を図るため、医療的ケアが必要な障がい者を一定以上受け入れ、看護職員を2人以上配置した場合の「常勤看護体制看護職員等配置加算」が拡充されました。</p> <p>短期入所においては、医療的ケアが必要な障がい児者や重度の障がい児者の受け入れ体制を強化する観点から、常勤看護職員を配置した場合の評価として「福祉強化型短期入所サービス費」が創設されました。</p> <p>また、県の単独事業で、福祉型の短期入所施設等において、重症心身障がい児者の受け入れを行うために看護師を配置した場合に、その人件費について補助を行っています。</p> <p>県においては、今年 20 日と 25 日に県内の障害福祉サービス事業所等を対象として説明会を開催し、これらの内容等について周知し、積極的な対応について働きかけてまいります。</p>
要望事項	<p><b>(3)人材確保と専門的研修体系の充実について</b></p> <p>知的障がい者(児)については個々の障がい特性により支援方法が多様であり、障害福祉に関する専門知識・技術を十分に備えた職員による支援が大切です。</p> <p>しかしながら、入所施設においては人材不足が顕著であるとの県調査もあり、まずは障害福祉サービスの意義や魅力などを情報発信することによる早急な人材確保が必要であります。このためには、職員の処遇改善も必要でありますので、国に対しての働きかけを要望します。</p> <p>また、職員が知的障がい者(児)への専門的な知識・技術を習得できるよう、さらなる研修体系の充実を要望します。</p>
回答	<p><b>○職員の処遇改善について</b></p> <p>国では、平成 29 年 12 月に閣議決定された「新しい政策パッケージ」に基づき障害福祉人材の処遇改善等が行われる予定であります。</p> <p><b>○さらなる研修体系の充実について</b></p> <p>現在、県では、障がい児(者)ホームヘルプサービス事業所従事者の知識・技術の向上を目的として、「障がい者(児)ホームヘルパーフォローアップ研修」を実施しています。</p> <p>また、強度行動障がい児者への支援に係る知識・技術の習得を目的とした「強度行動障害支援者養成研修」や、支援の資質向上等を目的とした「強度行動障害支援者フォローアップ研修」を実施しています。</p> <p>今後、障がい福祉サービス従事者の知識・技術の向上に向け、県内において研修体制の整備等への支援について検討していく考えです。</p>

<b>要望事項</b>	<p><b>(4)療育手帳 B 所持者に対する福祉医療費助成制度の適用について</b></p> <p>知的障がいのある人たちは、障がいの軽重と医療依存度とは直接関係ありません。療育手帳 B 所持者であっても、身体の変化や不調を的確に伝えることが難しいため、早期の治療ができず重症化しやすい傾向にあります。また、通院・入院には症状などを説明することができる付き添い者が必要となるなど、他の障がい者にはない負担があり、特に高齢者には顕著にいえることです。このような観点から当面の措置として高齢者(65 歳以上)の知的障がい者に福祉医療費助成制度が適用されるよう要望します。</p>
<b>回答</b>	<p>前回の制度改正時に、障がいの種別なく重度の方を対象として支援を行う考えのもと、精神障がい者の方を対象としております。ご要望の高齢者(65 歳以上)の方を支援対象とする場合、やはり障がいで種別なく拡充することが求められます。より多くの方に利用いただける制度が望ましいことは言うまでもありませんが、一方で将来にわたりこの制度を安定的に維持できるよう、対象者及び自己負担上限額を含め市町村とともに慎重に検討を行ったものであります。現在の制度は、より支援を必要とされる重度の方に、入院・通院を問わない、医療の種類も限定しないなど、利用していただきやすい制度となるよう配慮しております。今後もこれを継続するとともに、ご意見を踏まえながらより利用しやすい制度となるよう検討を行うこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

## 平成 31 年度島根県知的障害者施設保護者会連合会事業計画

### 1. 基本方針

障がい福祉サービスの制度は、措置制度から支援費制度へ、そしてまた、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと近年めまぐるしく変化しています。しかし、どのような制度環境になろうと、家族は「我が子・きょうだいのあたりまえで幸せな暮らし」を願っています。

本会は、「我が子・きょうだい」の保護者で組織される団体として、「我が子・きょうだいのあたりまえで幸せな暮らし」を支えるサービスや社会保障制度の充実に向け、関係機関や団体等と手を携えながら、全国知的障害者施設家族会連合会の提言等も踏まえ、運動展開していくことを本年度の事業方針とします。

### 2. 会の運営

- (1) 理事会の開催 (6 月)
- (2) 監査会の開催 (5 月)
- (3) 運営委員会の開催 (年 4 回、5 月、8 月、12 月、3 月)

### 3. 事業の推進

- (1) 政策提言・要望活動の実施
  - 内容：・施設利用者と家族の高齢化への対応等
  - ・県との意見交換会 (2 回)
- (2) 研修事業の実施
  - 内容：新たな政策提言について (提言パートⅡ)
  - 講師：(未定)
  - 時期：(未定) …秋以降 2 回実施
  - 場所：県東西 2 か所
- (3) 地区懇談会の実施
  - 内容：東部、中部、西部の各ブロックで情報伝達と意見交換を行う。
  - 場所：県内 3 ヶ所の各会場 年 2 回程度開催
- (4) 広報紙の発行
  - 会員に対しての情報提供や会員相互の交流を目的として広報紙『大輪』を発行する。
  - 発行回数：年 3 回 (6 月、8 月、12 月)
- (5) しまね県民福祉大会の開催
  - 内容：島根県知的障害者施設保護者会連合会会長表彰の実施
  - 時期：9 月 21 日 (土)
  - 会場：島根県民会館 大ホール
- (6) 全国知的障害者施設家族会連合会との連携
  - ① 理事会(・総会) 年 3 回 (予定)
  - ② 全国大会 (10 月 7 日(月)～8 日(火) 宮城県：メルパルク仙台)
  - ③ 提言パートⅡについての研修会
- (7) 島根県社会福祉団体連絡協議会との連携

### 4. 関係団体との連絡協調

- (1) 島根県社会福祉協議会関係事業への参加、協力
  - ・あいサポート運動推進事業
  - ・障がい者アート推進事業
- (2) 知的障害者福祉協会関係事業への参加、協力
- (3) 手をつなぐ育成会関係事業への参加、協力
  - ・第 6 回全国手をつなぐ育成会連合会 熊本大会  
11 月 23 日(土)～24 日(日) 於：熊本城ホール
  - ・第 8 回手をつなぐ育成会「中国・四国大会」岡山大会  
10 月 19 日(土)～20 日(日) 於：岡山市民会館

# 松江学園

## 雑感

松江学園保護者会会長 勝部 憲治

週末を自宅で過ごした我が子を、日曜日の夕方松江学園に連れて行くのは私の役目である。妻曰く、自分が連れて行くと別れの時寂しくなるからとのことである。我が子の場合、松江学園での生活は概ね週に4～5日であるから、暫しの別れと言ってもすぐに週末がやってきて、自宅で我が子と過ごすこととなるからそこまで大仰になることもあるまいと思いつつも、母親の気持ちはそういうものなのだろうなとも思う。

そんなことを考えながら日曜日の夕方、我が子を松江学園に送って行くたび職員の方が「おかえり」と迎えてくれる。「おかえり」と言ってくれる場所が自宅以外にもあっていいなあなどと私は暢気に考えるのだが、世間一般の父親はそんなものなのか、私が特に無神経なのか判別しがたいところである。

### 松江学園保護者会の事業計画

5月	役員会
5月	総会・懇親会
8月	労力奉仕
9月	役員会
10月	親子遠足
12月	研修会・昼食会
3月	卒業を祝う会

### 松江学園の家屋

